****　　　　大阪府委託事業

一般財団法人大阪府人権協会

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　FAX：06-6581-8614

Eメール： info@jinken-osaka.jp

　　　　（実施団体：一般財団法人大阪府人権協会）

**令和5（2023）年度　大阪府人権総合講座**

**総合案内（前期）**

**１　目　　的**

　人権教育・啓発や人権相談に携わる方に必要な知識やスキル等を経験に応じて習得できる講座を、年間を通じて開催します。これにより、人権尊重の社会づくりを推進するために必要な人材を幅広く養成します。

**２　概　　要**

1. 人権啓発や人権相談の現場で活躍する方を想定し、前期・後期あわせ8つの人材養成コースと幅広く人権問題が学べる人権問題科目群を設定しています。
2. 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別に実施します。
3. 対象者は、大阪府内に在住または在勤で、大阪府、市町村、NPO団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる方です。
4. 人材養成コースも含めて1科目から受講する「科目選択受講」が可能です。

**◆コースの構成**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 科目数 | 定員 | 修了認定 |
| **前期** | **人材****養成****コース** | **①人権担当者入門コース** | **7** | **40** | **-** |
| **②人権ファシリテーター養成コース** | **12** | **20** | **あり** |
| **③人権啓発企画担当者養成コース** | **11** | **20** | **あり** |
| **④人権相談員養成コース ★** | **12** | **50** | **あり（※1）** |
| **人権問題科目群 （前期）★** | **28** | **60** | **（※1）** |
| 後期 | 人材養成コース | ⑤人権ファシリテータースキルアップコース | 6 | 20 | - |
| ⑥人権コーディネータースキルアップコース | 4 | 20 | - |
| ⑦人権相談員スキルアップコース **★** | 12 | 30 | あり（※2） |
| ⑧人権相談員専門コース **★** | 12 | 30 | - |
| 人権問題科目群（後期）**★** | 16 | 40 | （※2） |

**（※1）**〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員養成コース〉指定の全12科目に加えて、前期の人権問題科目群（28科目）全科目の履修も必要です。

（※2）〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員スキルアップコース〉指定の全12科目に加えて、後期の人権問題科目群（16科目）全科目の履修も必要です。詳細は後期案内でお知らせします。

（参考）★は人権擁護士の資格取得に必要なコース・科目群です。詳細はP.8をご参照ください。

**３　内　　容**

1. **人材養成コース**

　次の4つのコース（①～④）から、それぞれの対象に応じて、学ぶことができます。また、コース内の科目の一部を選択して受講することも可能です。P.4～5のコース案内も併せてご覧ください。

**① 人権担当者入門コース**

　　新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方を対象に、人権問題の基礎理解、人権行政の基礎等の基本的知識を学んでいただくコースです。

 **② 人権ファシリテーター養成コース**

ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方を対象に、職場、学校、地域等で人権学習・人権研修を参加体験型で実施できるよう、視点、行動、スキルの基礎を学んでいただくコースです。

 **③ 人権啓発企画担当者養成コース**

人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方を対象に、人権問題解決のための事業を企画・立案・実施ができるよう、企画づくりの基礎を学んでいただくコースです。

 **④ 人権相談員養成コース**

相談業務経験が概ね1年以下の相談員を対象に、大阪府における人権相談の現状を学ぶとともに相談援助技術の基礎を学んでいただくコースです。

* + 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、前期の人権問題科目群（28科目）全科目の履修も必要です。
1. **人権問題科目群**

様々な人権問題を幅広く学ぶことができる科目です。1科目から自由に選択して受講が可能です。

**４　実施期間**　令和5（2023）年7月4日（火）～9月21日（木）

**５　主　　催**　大阪府（実施：一般財団法人大阪府人権協会）

**６　会　　場**　HRCビル（AIAIおおさか）　〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37

　　　　　　　 ※フィールドワークの集合場所・会場・コース等は、受講決定者に別途お知らせします。



**○ 最寄り駅：**

JR／Osaka Metro「弁天町」駅より

北東へ約600m

**○ 各駅の最寄り出口：**

1. JR大阪環状線「弁天町」駅北口より
* エレベーターは同駅南口にのみ設置
1. Osaka Metro「弁天町」駅4番出口より
* エレベーターあり

**● 実施方法等を変更する場合の対応について**

* 大阪府人権総合講座は原則として対面・集合型で実施します。
* ただし、講座期間中の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や自然災害、公共交通機関の大規模なトラブル等により、やむを得ず延期や中止、実施方法・講師・内容・カリキュラムの変更等の措置をとる場合があります。
* 上記の変更については、受講予定者に個別に連絡します。ただし、突発的な災害等の状況により事前の周知が困難な場合がありますので、ご了承ください。

**７　受 講 料**　無料

* + ただし、会場までの交通費等、受講にかかる費用は受講者の負担になります。

**８　受講申込方法**

1. 受講申込書を、一般財団法人大阪府人権協会のホームページからダウンロードしてください（下記URLまたはQR

****コードよりアクセス可）。

URL：<https://www.jinken-osaka.jp/2023/06/42022_1_3.html>

（新着情報→【大阪府委託】令和5（2023）年度　大阪府人権総合講座（前期）を開催します）

1. 受講申込書に必要事項を記入の上、Eメールにてお申し込みください。

　　Eメールアドレス： info@jinken-osaka.jp

**９　申込期限**

　　令和5（2023）年6月26日（月）正午 必着

**10　受講決定通知**

1. 受講の可否については、6月28日（水）以降に当協会から申込者へEメールで通知いたします。
2. 受講決定後にやむを得ず受講を辞退される場合は、速やかに当協会に連絡してください。
3. 受講決定者には、別途**「受講票（兼　科目履修証明書交付依頼書）」**および**「大阪府人権総合講座（前期）　受講要領」**を配付します。

**● 受講者の決定について**

　受講希望者が定員を超えた場合は、以下の①～④により受講者を決定します。

1. 人材養成コースは、コース内の科目の一部を選択して受講する方よりも、コース全科目の受講者を優先します。
2. コース全科目の受講者においては、大阪府および大阪府内の市町村において人権教育・啓発や人権相談の業務等に従事する方を優先します。
3. 前期の人権問題科目群は、〈人権相談員養成コース〉の受講決定者のうち修了認定を希望する方を優先します。
4. 上記①～③によってもなお定員を上回る場合は、抽選にて決定します。

**11　履　　修**

1. 人材養成コース、人権問題科目群とも、出席（受講）および受講レポートの提出をもって「履修」を認定します。
2. 受講・履修等の詳細は、受講決定者に配付する**「大阪府人権総合講座（前期）　受講要領」**を参照してください。

**12　修了認定・修了証書の交付**

1. 人材養成コース受講者のうち修了認定を希望する方は、次の①及び②の修了要件を満たすことにより、「大阪府人権総合講座企画委員会」による審査を経て、当該コースの修了認定が受けられます。

また、令和4～5年度の2年間での受講は可能です。なお、今年度初めてコースを受講される方は、今年度中に修了してください。今年度中に修了しない方は、次年度以降に持ち越せない場合がありますので、ご注意ください。

1. 各コースの修了認定に必要な全科目（下記（3）を参照）を履修すること。
	* 「講義」形式で行う科目（P.6～7のカリキュラムを参照）については、やむを得ず欠席した場合、人材養成コース受講者のうち修了認定希望者に限り「特別レポート」の提出により履修に代えることができます（上限は、以下の（3）のとおり）。
	* 「演習」形式の科目（P.6～7のカリキュラムを参照）については、理由に関わらず、欠席した場合は履修したことにはなりません。
2. 提示された課題（①の要件を満たす該当者にのみ提示します）についての「修了レポート」を期日（各コースの最終日から2週間以内）までに作成・提出すること。
3. 前期において修了認定を行なうのは、**〈人権ファシリテーター養成コース〉**、**〈人権啓発企画担当者養成コース〉**、**〈人権相談員養成コース〉**の３コースです。
4. 各コースの修了認定には、以下の科目の履修が必要です。

・ **人権ファシリテーター養成コース**： 全12科目（コース指定の科目）※特別レポートの上限は1科目のみ

・ **人権啓発企画担当者養成コース**： 全11科目（コース指定の科目）※特別レポートの上限は1科目のみ

・ **人権相談員養成コース**： 全40科目（コース指定の12科目と前期人権問題科目群全28科目）※特別レポートの上限は4科目

1. 修了認定を受けた方には、大阪府知事名の修了証書を交付します。

**13　科目履修証明書の交付**

　修了証書交付対象者以外の方（科目選択受講者や修了認定を行わないコースの受講者、修了認定を行うコースの未修了者、修了認定を要しない受講者）で、「科目履修証明書」の交付を希望される方は、当該科目を履修後、期日（令和5年9月28日（木）午後5時）までに指定様式（**「受講票（兼 科目履修証明書交付依頼書）」**を使用）により申請してください。後日、履修の確認ができた科目について科目履修証明書を交付します。

* + 科目履修証明書は、一般財団法人大阪府人権協会代表理事名で交付します。

**14　その他**

1. 障がい等により受講上の配慮・調整が必要な場合は、事前にご相談ください。
2. 講座の配付資料は受講者のみ利用できます。複製や拡散等の2次使用は厳禁です。また、講義内容の録音・録画や、SNSなどへのアップ等の2次使用も厳禁とします。
3. 上記を発見した場合、事務局は廃棄・削除の要求、及び受講の取り消しができることとします。
4. 受講の申し込み、受講者への連絡、受講レポートの提出等は原則としてEメールを使用します。
5. 受講申込書に記入いただいた個人情報は、本講座の運営のためにのみ使用することとし、適正に管理します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|

|  |
| --- |
| ◆人権担当者入門コース◆ |

新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方を対象に、人権問題の基礎理解、人権行政の基礎等の基本的知識を学んでいただくコースです。　新任の方だけではなく、人権問題解決のため、何をどのように取り組めばよいのか戸惑っている方にもお勧めです。■実施日時：1. 7月4日（火） 9:30～11:00
* （総論）人権について ※ 各コース共通
1. 7月10日（月） 13:00～16:45
* 人権問題の基礎理解①②
* 人権行政の基礎
1. 7月31日（月） 13:30～16:30
* フィールドワーク①②③　A日程
1. 8月4日（金） 9:30～12:30
* フィールドワーク①②③　B日程

■対象：新たに人権担当になった方　　　　新たに相談員になろうとする方■定員：40名* + ただし、フィールドワークはA日程・B日程とも定員20名。

■内容：全7科目 ※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください* 人権について（国際的な観点から人権保障を考える）
* 人権問題の基礎理解、人権行政の基礎
* フィールドワーク（鶴橋・生野コリアタウンをあるく）
	+ コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、その場合、各科目とも①②または①②③を通して受講してください。
	+ 「フィールドワーク」は受講申込時にA日程、B日程のいずれかを選択の上、受講してください。なお、希望日程を優先しますが、ご希望に沿えない場合もあります。

【フィールドワークの概要】　鶴橋駅周辺と生野コリアタウン、大阪コリアタウン歴史資料館などを訪ねます。日本で一番多く韓国・朝鮮人が暮らす地域で、朝鮮半島の文化を継承した暮らしや文化、在日コリアンの渡日史やコリアタウン形成史、多民族共生等について学びます。 |

|  |
| --- |
| ◆人権ファシリテーター養成コース◆ |

　ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方を対象に、参加体験型プログラムにより、人権学習や人権研修のノウハウを学んでいただくコースです。　経験が無い方だけでなく、経験者も日頃の取組みを振り返る機会になります。講師からだけでなく、受講者相互の学びあいで、より多くの気づきが生まれます。■実施日時：1. 7月4日（火） 9:30～11:00
* （総論）人権について ※ 各コース共通
1. 8月2日（水） 10:00～16:15
* 人権ファシリテーターとは①②
* ワークショップ体験①②③
1. 8月18日（金） 9:30～16:45
* 実習に向けて①②
* 実習①②③
* ふりかえり

■対象：ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方（経験は問いません）■定員：20名■内容：全12科目 ※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください* 人権について（国際的な観点から人権保障を考える）
* 人権ファシリテーターとしての視点・行動・スキル等の基礎的な学習
* 参加・体験型のプログラム体験
* ファシリテーター実習とふりかえり
	+ コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、その場合、各科目とも①②または①②③を通して受講してください。
	+ 8月18日（金）の「実習①②③」の受講には、「実習に向けて①②」の受講が必須となります。

　「人権の視点」を大切にしたファシリテーターを基礎から目指します。スモールステップで、できることから始めてみましょう。 |
|

|  |
| --- |
| ◆人権問題科目群◆ |

　いろいろな人権問題を幅広く学びたい方が、深めたい課題や学んでみたい内容に応じて、1科目から自由に選択して受講可能な科目群です。多様化・複雑化する今日のさまざまな人権問題への理解を深め、人権が尊重される社会をめざしましょう。* + 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、前期の人権問題科目群（28科目）全科目の履修も必要です。（申込要）

P.5下段につづく→　 |
|

|  |
| --- |
| ◆人権啓発企画担当者養成コース◆ |

　「魅力ある人権啓発事業を考えたい」「どうすれば、人権への理解がひろがるの？」など、人権啓発事業の計画・実施に悩んでいる方にお勧めのコースです。　人権啓発の基礎と、企画立案の考え方やアイデア出し、広報等をワークショップで共に学びます。講師からだけでなく、受講者相互の学びあいでさらに良い企画にしていきます。レベルアップした企画づくりができるチャンスです。■実施日時：1. 7月4日（火） 9:30～11:00
* （総論）人権について ※ 各コース共通
1. 8月10日（木） 10:00～16:15
* 事業企画の基礎①②③
* 企画書にチャレンジ①②
1. 8月25日（金） 10:00～16:15
* 広報の基礎①②
* 発表①②
* ふりかえり

■対象：人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方■定員：20名■内容：全11科目 ※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください* 人権について（国際的な観点から人権保障を考える）
* 人権力を高める企画づくり
* 啓発ツールにもなる広報づくり
* 企画書作成と講評
	+ コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、その場合、各科目とも①②または①②③を通して受講してください。

　受講者同士で意見を出し合いながら、ひとりでは考えられなかったイメージやアイデアなどを持ち帰ります。事業企画をレベルアップすることで、充実した人権啓発事業を実現しましょう。 |

|  |
| --- |
| ◆人権相談員養成コース◆ |

　相談業務経験が概ね1年以下の相談員を対象に、人権相談の状況や法律や制度、相談援助技術の基礎を学んでいただくコースです。* + 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、前期の人権問題科目群（28科目）全科目の履修も必要です。（申込要）

■実施日時：1. 7月4日（火） 9:30～16:45
* （総論）人権について ※ 各コース共通
* 人権相談の現状と相談の基本
* 対人援助の基本姿勢①②
1. 7月21日（金） 9:30～16:45
* 介護保険制度
* 個人情報の保護と共有
* 雇用・労働
* 障害者総合支援制度
1. 7月25日（火） 9:30～16:45
* 年金
* 生活保護制度
* 傾聴・コミュニケーション①②

■対象：相談業務経験が概ね1年以下の相談員■定員：50名■内容：全12科目 ※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください* 人権について（国際的な観点から人権保障を考える）
* 相談援助技術の基礎
* 各種法律・制度
	+ コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、その場合、各科目とも①②を通して受講してください。

　人権相談、就労相談、女性相談…相談を受ける対象は違っても、相談の基本は同じです。より良い相談ができるように、相談業務の基本を学びます。 |
| →P.4下段よりつづき■実施日時：8月23日（水）、8月29日（火）、9月4日（月）、9月8日（金）、9月12日（火）、9月15日（金）、9月21日（木）　【1限】9:30～11:00、【2限】11:15～12:45、【3限】13:30～15:00、【4限】15:15～16:45■対象：どなたでも　※ 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、前期の人権問題科目群（28科目）全科目の履修が必要です。■定員：各科目60名■内容：全28科目　※ 講師・科目名等はP.7をご確認ください* 女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人の人権、同和問題、新型コロナウイルスをめぐる人権課題など、さまざまな

人権問題が学べます。 |

令和5（2023）年度　大阪府人権総合講座（前期）　**【人材養成コース】**カリキュラム

■複数のコース、コースと人権問題科目群、コース内の科目の一部を選択して受講するなど自由に選択が可能です。



※1 〈人権担当者入門コース〉は、フィールドワークをA日程・B日程のいずれかを選択

　　 して受講いただくため、指定科目数は7科目となります。

※2 フィールドワークの集合場所・会場・コース等は、受講決定者に別途お知らせします。

〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員養成コース〉と併せて、前期の人権問題科目群（28科目）全科目の履修（申込要）も必要です。（P.7参照）

令和5（2023）年度　大阪府人権総合講座（前期）　**【人権問題科目群】**カリキュラム

■1科目から自由に選択して受講が可能です

* 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員養成コース〉と併せて、前期の人権問題科目群（28科目）全科目の履修が必要です。



■受講の流れ

受講申込書は一般財団法人大阪府人権協会のホームページからダウンロードしてください。

URL：<https://www.jinken-osaka.jp/2023/06/42022_1_3.html>

7月4日（火）の開講式・オリエンテーションに引き続き、大阪府人権擁護士に関するガイダンスを行います。

**≪大阪府人権擁護士資格取得についてのお知らせ≫**

* 大阪府人権擁護士の資格取得には、P.1に記載の前期**④人権相談員養成コース**の修了※、及び後期開講の**⑦人権相談員スキルアップコース**の修了※と**⑧人権相談員専門コース**の全科目履修が必要です。
* 前期の**④人権相談員養成コース**、及び後期の**⑦人権相談員スキルアップコース**の修了には、各コース指定の全科目に加えて、それぞれ**前期の人権問題科目群（28科目）全科目**と**後期の人権問題科目群（16科目）全科目**の履修も必要です。
* 詳しくは、大阪府人権局人権擁護課のＨＰをご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/yougosi/index.html>

■大阪府人権擁護士に関するお問い合わせ先：大阪府人権局人権擁護課

TEL：06-6210-9283　　FAX：06-6210-9286　　Eメール： jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

**≪実施方法をオンライン方式に切り替えた場合の対応について≫**

* 大阪府人権総合講座は原則として対面・集合型で実施しますが、講座期間中の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、やむをえず実施方法をオンライン方式に切り替える場合があります。その場合は、Zoomアプリケーションのミーティング機能を使用する予定です。
* オンライン方式に変更の際は、最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用して受講してください。講座の主催者・実施者は受講によるコンピュータウイルス感染や第三者の妨害等行為など、不可抗力によって生じた損害等に一切の責任を負いませんのでご了承ください。また、Zoom利用にあたっての操作方法等の問い合わせ対応やサポートはできません。
* オンライン方式に切り替えた場合のインターネット等の通信料など、受講にかかる費用は受講者の負担になります。
* 上記の変更については、受講予定者に個別に連絡します。
* Zoom及びZoom（ロゴ）は、Zoom Video Communications, Inc.が提供するシステムです。

問い合わせ・受講申込み先

一般財団法人大阪府人権協会　　担当：本郷（ほんごう）

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　　FAX：06-6581-8614　　Eメール： info@jinken-osaka.jp